

丹生谷合併協議会だより



鷲敷町



相生町



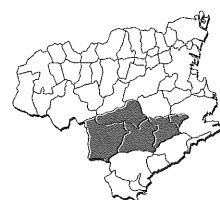
上那賀町



木沢村



木頭村



第6号-2004年6月

第6回合併協議会を開催

日時 平成16年6月1日(火)
午後2時～午後6時
場所 相生町ふるさと交流館2F会議室

第6回丹生谷合併協議会を上記日程で開催し、まちづくりに関するアンケート調査結果、平成15年度決算及び監査報告等の後、「新町の名称について」「慣行の取扱いについて」「町章の選定方法」等の協議を行いました。



第6回合併協議会日程

- 1 開 会
- 2 会長挨拶
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 報告事項

1. 新町の建設計画について(協議14号)
・住民アンケート等について
2. 平成15年度丹生谷合併協議会決算報告について
3. 監査報告
4. 丹生谷合併協議会規約に関する協議書

5 協議事項

- 25 慣行の取扱いについて
- 26 町立学校等の通学区域について

- 27 学校教育事業について
- 28 国際交流事業について
- 29 社会教育事業について
- 30 文化振興事業について
- 31 町章の選定方法について
- 32 平成16年度丹生谷合併協議会補正予算について

【継続協議事項】

- 22 新町の名称について

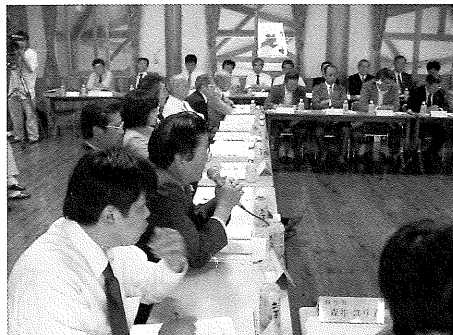
- 6 第7回協議会の協議内容について
- 7 第7回協議会日程について
- 8 その他
- 9 閉 会

新町の名称について

な か ちょう

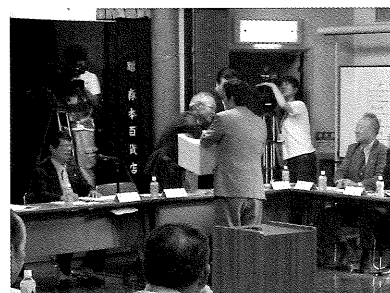
新町の名称は **那 賀 町** に決定!!

前回協議会からの継続協議である「新町の名称」についての協議を行い、出席委員（30名）による無記名投票の結果、「那賀町」16票（出席委員30名中の過半数を獲得）、「美那川町」12票、「丹生谷町」2票で新町の名称は“那賀町”に決定しました。



“名付け親大賞”及び“名付け親賞”を「那賀町」と応募いただいた38名の中から抽選により決定しました。各賞受賞者は以下の方々です。おめでとうございます。

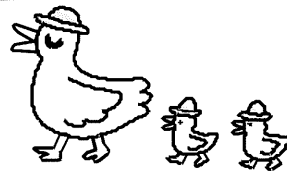
	受賞者氏名	住 所
名付け親大賞	谷崎多恵子さん	徳島県阿南市新野町馬場
名付け親賞	前田次美さん	徳島県那賀郡相生町横石
	北山武志さん	香川県綾歌郡宇多津町
	弓長安雄さん	徳島県那賀郡鷲敷町仁宇
	前川佐代子さん	徳島県那賀郡相生町雄
	蔭居雅子さん	徳島県那賀郡相生町雄



慣行の取扱いについて

■慣行の取扱いについての協議を行い、以下のとおり承認されました。

- ①町章については、合併までに調整し、新町において定める。
- ②町の花、木、鳥については、新町において調整する。
- ③表彰制度、名誉町民制度等については、新町において調整する。



町立学校等の通学区域について

■町立学校等の通学区域についての協議を行い、以下のとおり承認されました。

町立学校等の通学区域については、当分の間現行のとおりとし、新町において検討・調整を行うものとする。



学校教育事業について

■学校教育事業について協議を行い、以下のとおり承認されました。

- ①町村立学校等の管理運営については、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- ②スクールバスの運行については、新町において運行計画を調整する。
- ③遠距離通学助成については、新町において通学の現状に合わせて調整する。
- ④要保護・準要保護児童生徒の就学援助制度については、国の制度に基づき新町において調整する。
- ⑤育英事業については、新町において調整する。
- ⑥学校給食費については、合併時に統一し、合併次年度から施行する。
- ⑦幼稚園の入園料、授業料及び保育料については、合併時に統一し、合併次年度から施行する。
- ⑧各町村で実施している交流事業については廃止し、新規事業については新町において検討する。

国際交流事業について

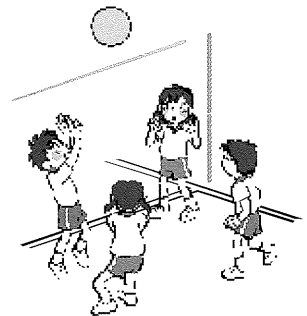
■国際交流事業について協議を行い、以下のとおり承認されました。

外国語指導助手の配置については、新町において調整する。

社会教育事業について

■社会教育事業について協議を行い、以下のとおり承認されました。

- ①社会教育事業（生涯学習事業、公民館事業等）については、新町において調整する。
- ②社会教育施設については、現行のとおり新町に引き継ぐ。ただし、管理運営については合併までに調整する。
- ③成人式については、当分の間旧町村単位で実施する。
- ④各種スポーツ行事については、新町において調整する。



文化振興事業について

■文化振興事業について協議を行い、以下のとおり承認されました。

- ①町村指定の文化財及び天然記念物については、新町に引き継ぐ。
- ②文化祭等については、新町において調整する。

町章の選定方法について

■那賀町の町章の選定方法について協議し、以下のとおり承認されました。

- ①那賀町の町章については、広く全国に公募する。
- ②応募のあった町章について、協議会で選定する。

～那賀町の町章公募のお知らせ～

那賀町の町章を全国に公募することになりました。公募方法などは下表のとおりです。

区 分	内 容
公募範囲	全国公募
応募方法	指定の応募用紙 縦横15センチメートルの枠を書いたA4版縦長白色用紙 応募先：丹生谷合併協議会事務局（持参又は封書による郵送） ※電子メールでの応募は不可。
周知方法	チラシ、各町村ホームページ、各町村広報（広報発行時期に掲載可能な町村）
公募期間	平成16年6月15日（火）から平成16年7月30日（金） ※締切：持参＝締切当日到着分有効、郵送＝締切当日消印分有効
記載内容	町章（作品）、デザインの趣旨 住所、氏名（ふりがな）、年齢、性別、電話番号 注）上記全てが記載されていない場合は無効となる場合があります。
応募制限	用紙1枚につき1作品（ただし、同一人の複数応募は可能です） 用紙の地色を含めて4色以内（グラデーション（ぼかし）は不可） 自作の未発表作品 他の市町村章・他商標等と類似しないデザイン
選定方法	応募作品を幹事会において、専門家の意見を参考にしながら採用候補作品10点以内を選考し、合併協議会で選定
選定基準	那賀町「町章」募集要項による
著作権等	採用作品に関する一切の権利は、丹生谷合併協議会及び那賀町に帰属する 採用作品使用の際に若干の変更を加える場合又は白黒で使用する場合があります 応募作品は返却しない
懸賞など	最優秀賞（採用作品）1点：10万円の商品券 優秀賞 4点以内：2万円の商品券

亀井きみ江委員（鷺敷町）の辞任に伴い、新委員として亀井淳子氏（鷺敷町）が就任されました。

【新任学識経験者】
亀井 淳子（鷺敷町）
【退任学識経験者】
亀井 きみ江（鷺敷町）

第7回丹生谷合併協議会の開催日時や場所については、丹生谷合併協議会事務局までお問い合わせ下さい。

協議会の会議は原則公開であり、どなたでも傍聴することができますのでお気軽にお越し下さい。ただし、傍聴席数の都合により、傍聴者多数の場合は制限をさせていただく場合がありますのでご了承ください。

編集発行 丹生谷合併協議会事務局
〒771-5411 徳島県那賀郡相生町横石字大板 35 番地（相生ふるさと交流館内）
TEL（0884）64-0555 FAX（0884）64-0557

